

福祉の相談窓口

室戸市		生活困窮者自立支援制度対象者	介護保険サービス受給者	障害者	その他の高齢者
部屋探し・契約	【問合せ・相談内容】 1 支援者等の同行はできないか。(健康状態や支援体制状況などの説明含む)	室戸市生活支援相談センター			
	2 連帯保証人・緊急連絡先(身元引受人)がない。				
	3 費用(敷金・礼金・引越など)がない。	室戸市生活支援相談センター	室戸市社会福祉協議会		室戸市社会福祉協議会
	4 孤独死などに備え、原状回復費用や遺品処理費用などの担保をしておきたい。				
	5 見守りサービスの利用をさせたい。	室戸市生活支援相談センター	室戸市保健介護課 高齢者介護班		室戸市保健介護課 高齢者介護班
入居・退去	6 家賃が支払われない。	〃	室戸市社会福祉協議会		室戸市社会福祉協議会
	7 部屋がごみ屋敷になっている。	〃	室戸市市民課 生活環境班		室戸市市民課 生活環境班
	8 病院へ通院することになったが一人で通院できなく、付き添い者が必要となった。	〃	室戸市保健介護課 高齢者介護班	保健介護課 障害福祉班	室戸市保健介護課 高齢者介護班
	9 介護が必要になったようだ。	〃		〃	〃
	10 寝たきりなど、自立した生活が難しくなった。	〃		〃	〃
	11 認知症かもしれない。	〃		〃	〃
	12 精神的に不安定で言動がおかしいように思う。	〃		〃	〃
	13 何らかの依存症かもしれない。 (薬物・アルコール依存症など)	〃		〃	
	14 近所トラブル。(騒音、深夜徘徊など)			〃	
	15 行方不明・安否の確認ができない。	室戸市生活支援相談センター		〃	
退去	16 入居者が亡くなった(住戸内)のを発見した。 (親族がいない。連絡先がわからない。)	〃		〃	
	17 入居者が亡くなったが、賃貸借契約の解約ができない。 (相続人がわからない。)				
	18 入居者が亡くなったが家財が残っていて処分できない。				
	19 長期間行方不明の状態となっているので、賃貸借契約を解約したい。家財の処分ができない。				

※相談窓口ですので、困りごとの解決をお約束するものではありません。
相談内容によっては、直接対応ができないものがあります。その場合は、関係機関へのつなぎや各種制度の紹介・情報提供のみの対応となる場合があります。

室戸市生活支援相談センター	
電話番号	0887-22-2660
受付時間	8:30～17:15 (土日祝・年末年始を除く)
所在地	室戸市領家87番地
室戸市市民課 生活環境班	
電話番号	0887-22-5126
受付時間	8:30～17:15 (土日祝・年末年始を除く)
所在地	室戸市浮津25番地1
室戸市保健介護課 障害福祉班	
電話番号	0887-22-3105
受付時間	8:30～17:15 (土日祝・年末年始を除く)
所在地	室戸市領家87番地 室戸市保健福祉センターやすらぎ
室戸市保健介護課 高齢者介護班	
電話番号	0887-22-5155
受付時間	8:30～17:15 (土日祝・年末年始を除く)
所在地	室戸市領家87番地
室戸市社会福祉協議会	
電話番号	0887-22-1348
受付時間	8:30～17:15 (土日祝・年末年始を除く)
所在地	室戸市領家87番地

(注)生活困窮者自立支援制度:就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に包括的な支援を行う制度